最高裁判所

高等裁判所長官に補する
東京高等裁判所長官　深山　卓也

東京高等裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事　山田　俊雄

さいたま地方裁判所判事に補する
さいたま地方裁判所長を命ずる
高松地方裁判所判事・高松簡易裁判所判事　畠山　稔

東京高等裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事　三浦　透

部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事　三浦　透

東京簡易裁判所判事に補する
大分地方裁判所判事兼大分家庭裁判所判事・大分簡易裁判所判事　村上　正敏

高松地方裁判所判事に補する
高松地方裁判所判事　三浦　透

高松地方裁判所長を命ずる
高松簡易裁判所判事　三浦　透

高松簡易裁判所判事に補する
高松簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
横浜地方裁判所判事　三浦　透

大分地方裁判所判事に補する
大分地方裁判所判事　三浦　透

大分地方裁判所長を命ずる
兼ねて大分家庭裁判所判事に補する
大分家庭裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　三浦　透

大分簡易裁判所判事に補する
大分簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　渡邉　英敬

横浜地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜簡易裁判所判事に補する
東京家庭裁判所主任書記官　星野　俊也

最高裁判所判事戸倉三郎付秘書官を命ずる（以上三月十四日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十九年三月二十七日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成29年2月22日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号，名称又は氏名
東京都知事(1)第31626号	株式会社デイリープランニング
東京都知事(1)第31634号	ロックハラードレンディング株式会社
東京都知事(1)第31635号	株式会社ニューアート・ファインテック
富山県知事(4)第00670号	テイ・エフ保険サービス株式会社
大阪府知事(12)第00778号	有限会社マネックス

平成29年2月22日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号，名称又は氏名
東京都知事(2)第31496号	ＳＫＹクレジット株式会社

平成29年2月22日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（取消し）

登録番号	商号，名称又は氏名
埼玉県知事(7)第03015号	三友

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十九年三月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十九年四月三十日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名　山邉　節子
生年月日　昭和三十年三月三日生
旅券申請上の住所　熊本県上益城郡
二、返納すべき旅券
旅券番号　ＴＫ五〇四〇八一七
発行年月日　平成二十三年七月十五日
旅券名義人　山邉　節子
三、返納すべき理由
当該旅券名義人は、平成二十九年一月二十六日、熊本簡易裁判所から、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十九年三月二日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

法　務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人橋本和夫は願により公証人を免ぜられた。

石田浩二は公証人に任命され、さいたま地方法務局所属公証人橋本和夫の後任を命ぜられた。（以上三月十六日）（法務省）

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

東京労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、東京都革靴製造業最低工賃（平成26年東京労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成29年３月27日

東京都革靴製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　東京都の区域内で革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年３月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成29年３月27日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

記

制定された日本工業規格

建築内装用サンドイッチパネルの箱型試験体による燃焼性状試験方法　Ａ1320
（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年３月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成29年３月27日

国土交通大臣　石井　啓一

記

改正された日本工業規格

骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）　Ａ1145
骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）　Ａ1146
建築構造部分の耐火試験方法　Ａ1304
（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。